事　 務　 連 　絡

令和３年１１月９日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人　全国建設業協会

専務理事　　山　崎　篤　男

水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査ついて

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、厳格な運用がなされているいわゆる水際対策について、受入責任者となる企業等から、その業所管省庁が申請を受け、事前の審査を行って所用の事項の審査を行うことを前提に、以下の緩和がなされる旨が公表され、国土交通省から本会に対し周知依頼がありました。

　１．ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和

　　　　（10日待機　→　３日待機＋７日行動管理）

　２．外国人の新規入国制限の緩和

　　　　（商用・就労の短期滞在＋全ての長期滞在）

つきましては、本件措置について貴会会員企業の皆様に対し、周知方よろしくお願いいたします。

以　上